

(1) さいたま都市計画道路事業 1・4・2号高速埼玉中央道路

種類	さいたま都市計画道路事業
名称	1・4・2号高速埼玉中央道路
収用の部分	<p>○首都高速道路株式会社が施行者となる部分 埼玉県さいたま市 中央区 円阿弥一丁目、円阿弥三丁目、円阿弥六丁目、円阿弥七丁目、 本町西五丁目、本町西六丁目及び本町東六丁目 大宮区 上小町 各地内</p> <p>○国土交通大臣及び首都高速道路株式会社が施行者となる部分 埼玉県さいたま市 中央区 円阿弥六丁目及び円阿弥七丁目 大宮区 三橋二丁目、三橋三丁目及び三橋四丁目 西 区 三橋五丁目、三橋六丁目及び宮前町 大字内野本郷字上野原、大字清河寺字東谷、大字清河寺字北原、 大字西新井字本村前、大字西新井字西久保及び大字西新井字堤 崎前 各地内</p>
使用の部分	<p>○首都高速道路株式会社が施行者となる部分 なし</p> <p>○国土交通大臣及び首都高速道路株式会社が施行者となる部分 埼玉県さいたま市 大宮区 三橋二丁目 西 区 三橋五丁目及び宮前町 各地内</p>
保留の部分	<p>○首都高速道路株式会社が施行者となる部分 (1)収用の部分 埼玉県さいたま市 中央区 円阿弥一丁目、円阿弥三丁目、円阿弥六丁目、円阿弥七丁目、 本町西五丁目、本町西六丁目及び本町東六丁目 大宮区 上小町 各地内</p> <p>(2)使用の部分 なし</p> <p>○国土交通大臣及び首都高速道路株式会社が施行者となる部分 (1)収用の部分 埼玉県さいたま市 中央区 円阿弥六丁目及び円阿弥七丁目 大宮区 三橋二丁目、三橋三丁目及び三橋四丁目 西 区 三橋五丁目、三橋六丁目及び宮前町 各地内</p> <p>(2)使用の部分 埼玉県さいたま市 大宮区 三橋二丁目 西 区 三橋五丁目 各地内</p>
都市計画法上の制限	<p>都市計画事業上の制限は下記のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築等の制限（都市計画法第 65 条） 2. 土地建物等の先買い（都市計画法第 67 条） 3. 土地の買取請求（都市計画法第 68 条）
問合せ先	<p>事業計画に関する場合 大宮国道事務所 工務課 電話 048-669-1204 首都高速道路株式会社 更新・建設局 調査・環境課 電話 03-6803-3770</p> <p>用地補償に関する場合 大宮国道事務所 用地第二課 電話 048-669-1203 首都高速道路株式会社 更新・建設局 用地管理課 電話 03-6803-3723</p>